

令和3年第7回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和3年4月21日

開会時刻 13時38分

閉会時刻 15時45分

○場 所 中主防災コミセン 研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 立入 利晴 委 員 瀬古 良勝

委 員 南出 久仁子 委 員 山崎 玲子

○出席者（説明員）

教育部長

吉川 武克

教育部政策監（幼稚園教育担当）

田中 源吾

教育部次長

北脇 康久

教育部次長（学校教育担当）

井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（幼稚園教育担当）

駒井 文昭

教育部次長（文化財担当）

進藤 武（兼歴史民俗博物館長）

こども課長

西村 一嘉

こども課主席参事

松村 圭子

ふれあい教育相談センター所長

橋本 すみ江

学校給食センター所長

水野 哲平

生涯学習スポーツ課長

井狩 吉孝

生涯学習スポーツ課主席参事

吉川 一仁

スポーツ施設管理室長

小山 茂

野洲市文化ホール副館長

山本 之彦

野洲図書館長

宇都宮 香子

文化財保護課長

角 建一

教育総務課長（事務局）

北田 岳宏

教育総務課職員（事務局）

枝 瑞紀

(職員紹介)

【西村教育長】 それでは、これより令和3年第7回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は全員ですので会議は成立しております。

次に、日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に、日程第2、令和3年第4回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和3年第4回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど立入委員と山崎委員にご署名をお願いいたします。

次に、日程第3、令和3年第7回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、立入委員と瀬古委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に、日程第4、教育長事務報告に移ります。別紙をご覧ください。

3月17日から4月20日までの報告をいたします。ご覧のとりの動きをしております。

少し土日の予定も入ってきまして、3月27日、音楽のあるまちづくり事業が図書館で行われましたので、これを見に行っております。

また、28日日曜日はラグビー会場であります希望が丘の球技場が完成しまして、その内覧会がありましたので、市長と共に出席しております。

それから、29日ですが、教育研究奨励賞授与式というのがあります。これは先生方に1年間幾つか自分の選んだテーマで研究をしていただき、その論文を出していただきました。その論文の審査の結果、確か5名ぐらいおられたかと思いますが、優秀な先生方に教育長室で表彰をしております。いつもですと4月初めの全員研修会で表彰して、その中の1名、最優秀の方に内容を発表していただくという取組をしているんですが、今回コロナの関係で4月に全員研修会をしていないので、教育長室で表彰を行いました。

裏にいきまして、4月3日、中主小学校の新校舎、増築棟が完成しましたので、これを地域の方に見学会という形で披露しております。大変多く、163名の方がお越しになりました。

それから、4月12日、オンライン会議というのがあります。これは県の教育方針説明会、いつもですと教育員の皆さんと県庁へ行って、県の教育方針について県の教育長初め各課長から説明があるんですが、今年はコロナの関係で全体会は縮小され、できるだけオンラインでお願いしますということでしたので、教育長室で私と山崎委員が参加しております。南出委員が県庁のほうへ行って参加されました。

前半は教育方針の説明で、後半はLGBTQの研修がありました。これは、宝塚造形大学の日高先生だったと思いますが、3年前にも野洲市に来ていただいて教職員の研修をしてお

ります。その方の研修が1時間半ありました。

研修の最後に質疑応答の時間があったのですが、どなたも手をあげられずにしんとしてしまったので、私が手を挙げて発言しようとしたんですが、オンラインですのでマイクが入らなくて戸惑ってましたら、南出さんが県庁の会場におられたので、私の携帯に電話をしてもらって、電話を通じて感想をお話させてもらいました。

3年前に日高先生に来ていただいたときのこと、これからも研修を続けていかなあかんといいこと、それから市内3中学校でLGBTQに関わりまして、これが発端で制服を検討するということで、今年度から制服を変える方向で検討していますというようなことをお話させてもらいました。

それから、昨日ですが、スクールガードリーダー委嘱状交付式を行いました。市内では全部で750人ぐらいのスクールガードさんに登録いただいております。登録することによって保険に入るということになるんですが、年に1回、または2回研修をしていただくスクールガードリーダーというのを警察官のOBに委嘱しています。今まで奥村さんという方をお願いしていたんですが、3月で退任され、新たに大黒さんという方をお願いをしています。お住まいは守山で守山署にも勤めていたというお話でしたけども、3月で退職して6年になるということでした。6つの小学校のスクールガードさんに対する研修を5月から8月の中で行っていただく計画を進めております。

以上が事務報告です。何かご質問等ありますか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程第5、付議事項、議案に移ります。

まず、議案第25号、野洲市教育委員会事務評価委員会委員の任命について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 北脇です。よろしくお願いします。

それでは、議案第25号、野洲市教育委員会事務評価委員会委員の任命につきましてご説明をさせていただきます。議案書1ページから、議案関係資料は2ページからとなります。

本委員会につきましては、議案関係資料の2ページをまずご覧いただきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条で、教育委員会における事務の管理、点検の実施と点検結果に関する報告書の作成が義務付けられていること、また同条第2項で本点検、評価に対し学識経験者の視点を活用することが規定されていることを受けて設置しているものでございます。

議案関係資料3ページをご覧いただきたいと思います。本市では市が設置している附属機関について定めている野洲市附属機関設置条例についても規定をしております。議案関係資料5ページをご覧いただきたいと思います。

名称につきましては、野洲市教育委員会事務評価委員会、所掌事務につきましては、教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価を行うために必要な事項等の調査、審議等に関する事務となっております。

委員の定数につきましては3名以内となっており、構成につきましては、1号委員が市内の小学校または中学校での校長経験者、2号委員につきましては学識経験者、3号委員につきましてはその他教育委員会が特に必要と認める者となっております。

委員の任期につきましては、2年と定まっております。

また、議案関係資料の1に戻っていただきたいと思います。野洲市教育委員会事務評価

委員会規則で委員長、副委員長、会議の招集等について定めております。

今回の提案につきましては、全委員の任期が令和3年3月31日に満了となっていることから、委員3名の任命について議決を求めるものでございます。

議案書2ページ目をご覧くださいと思います。大変申し訳ございません。ここで一部削除をお願いしたいと思います。2ページ目の最終行になりますけれども、「委員は継続性を考慮して令和4年度以降も再任を予定」という一文を入れておりますが、こちらにつきまして、大変申し訳ございませんが、削除ということをお願いしたいと思います。

続きになりますが、2ページ目でございます。委員名簿案にありますように、1号委員に元野洲中学校校長の三村益夫様、2号委員に社会福祉法人理事でしみんふくし滋賀保育の家竹が丘園長の中島智栄子様、3号委員に教育委員経験者の小澤郁乃様をお願いしたいと考えております。

いずれも任期は令和3年5月1日から令和5年3月31日までで、1号委員の三村様、2号委員の中島様につきましては、前期よりの再任となっております。

以上、よろしくご審議のほうお願いをいたします。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第25号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第25号、野洲市教育委員会事務評価委員会委員の任命について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第25号は可決されました。

次に、議案第26号、専決処分につき承認を求めることについて(野洲市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則について)、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 それでは、議案第26号、野洲市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。議案書3ページをご覧くださいと思います。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日、専決処分書のとおり処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容としましては、議案書5ページをご覧くださいと思います。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進するために、学校運営協議会制度になります、コミュニティスクールの導入を進めるため、生涯学習スポーツ課に新たな担当として地域学校協働活動担当を設けます。

また、議案書6ページになりますけれども、令和7年に開催される第79回国民スポーツ大会、第24回全国障害者スポーツ大会開催の準備を進めるため、国スポ障スポ大会推進室を設置するに当たり所要の改正を行うものでございます。

施行日は令和3年4月1日でございます。

議案関係資料6ページをご覧くださいと思います。こちらは改正部分の新旧対照表

でございます。本規則改正では、第 2 条第 1 項第 3 号に規定しております生涯学習スポーツ課の担当の中に地域学校協働活動担当を追加し、また第 5 号で生涯学習スポーツ課内に国スポ障スポ大会推進室、国スポ障スポ大会担当を追加いたします。

第 3 条においても同様の改正となり、地域学校協働活動担当の事務分掌につきましては、地域学校協働活動に関することと家庭教育の支援に関すること、また放課後の児童健全育成に関することとなっております。また、国スポ障スポ大会担当の事務分掌は、国スポ障スポ大会に関することを追記しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 26 号についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 26 号、専決処分につき承認を求めることについて（野洲市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則について）、賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 26 号は可決されました。

次に、議案第 27 号、専決処分につき承認を求めることについて（野洲市永原御殿跡調査整備委員会委員の委嘱について）、事務局より説明をお願いします。角課長、お願いします。

【角文化財保護課長】 文化財保護課、角と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 27 号、専決処分につき承認を求めることについてでございます。

議案書の 7 ページから 9 ページ、議案関係資料の 8 ページをご覧ください。

本議案は、野洲市永原御殿跡調査整備委員会委員の委嘱についてでございます。

本議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日に処分し、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

9 ページにございますように、8 名の委員様でございます。

任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 27 号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 27 号、専決処分につき承認を求めることについて（野洲市永原御殿跡調査整備委員会委員の委嘱について）、賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 27 号は可決されました。

次に、議案第 28 号、専決処分につき承認を求めることについて（野洲市立小・中学校評議員の委嘱について）、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市立小・中学校評議員の委嘱について、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の 12 ページをご覧ください。市内にあります 6 小学校、3 中学校のそれぞれの評議員の一覧でございます。昨年の 4 月 1 日からの委嘱をされている方については A、今年 4 月 1 日から新たに、あるいは前の任期もやっていただいて、今期も続けてやっていただくという再任の方も含めて B というふうになっております。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 28 号についてご質問等ございませんか。よろしいですか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 期間のところに A と B という表記をされています。例えば中主小学校だと昨年度からされている方と本年度からされる方が半分ずつぐらいいらっしゃる中で、三上小学校もそうですが、野洲北中学校とかだと全く全員がごろっと替わられているという形なんです。教育委員会もそうですけど、ちょっと残る方がいらっしゃって、新規の方がいるというほうがいいのかと思います。個々の学校の方針で致し方ないことかもしれないですが、全く初めての方ばかりだと不都合が生じないのかなと思いました。

以上です。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 ありがとうございます。委員おっしゃるように一気に替わるようなことがないようにそれぞれの学校で意識はされております。一気に全員が替わることを防ぐためにご了解いただいた方には、再任を求めるよう各校で気を付けていただいていると思います。

以上でございます。

【西村教育長】 南出委員、よろしいですか。

【南出委員】 すみません、反対に勘違いしていました。反対でした。失礼しました。

【西村教育長】 他にご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 28 号、専決処分につき承認を求めることについて（野洲市立小・中学校評議員の委嘱について）、賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 28 号は可決されました。

次に、議案第 29 号、野洲市歴史民俗博物館協議会委員の解嘱について、事務局より説明をお願いします。進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 議案第 29 号、野洲市歴史民俗博物館協議会委員の解嘱についてご説明させていただきます。

議案書 13 ページ、14 ページ、議案関係資料は 11 から 13 ページをご覧ください。

野洲市歴史民俗博物館協議会委員として次のものを解嘱することについて議決を求めるものでございます。提出理由としましては 14 ページに委員名簿がございますが、議案書関係資料 12 ページ、野洲市歴史民俗博物館条例第 13 条の 1 号委員の学校教育関係者として委員をお願いしておりました野洲高等学校の松井校長先生が退職され、4 月 30 日をもって退任の申し出がございましたので、解嘱を求めるものでございます。

以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 29 号についてご説明等ござ

いませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 29 号、野洲市歴史民俗博物館協議会委員の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 29 号は可決されました。

次に、議案第 30 号、野洲市歴史民俗博物館協議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 続きまして、野洲市歴史民俗博物館協議会委員の後任委員の委嘱につきまして説明させていただきます。

議案第 29 号で議決をいただきました松井校長の後任としまして、野洲高等学校校長に就任されました江竜康成先生に令和 3 年 5 月 1 日より前任者の残任期間である令和 4 年 4 月 30 日まで委員を委嘱するものでございます。

以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 30 号についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 30 号、野洲市歴史民俗博物館協議会委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 30 号は可決されました。

次に、議案第 31 号、野洲市図書館協議会委員の任命について、事務局より説明をお願いします。宇都宮館長、お願いします。

【宇都宮野洲図書館長】 図書館の宇都宮です。議案第 31 号、野洲市図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。

17 ページをご覧ください。議案関係資料は 14 ページをご覧ください。

野洲市図書館協議会委員として次の者を任命することについて、提案理由は現在の野洲市図書館協議会委員の任期が令和 3 年 4 月 30 日をもって満了することから、同年 5 月 1 日付で任命するものであります。

委員の候補は 18 ページにあります。議案関係資料 14 ページの野洲市図書館条例の第 5 条に図書館協議会委員について規定されています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 31 号についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 31 号、野洲市図書館協議会委員の任命について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 31 号は可決されました。

次に、日程第 6、報告事項へ移ります。

まず、報告事項①野洲市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、事務局より説明

をお願いします。北田課長、お願いします。

【北田教育総務課長】 教育総務課の北田です。どうぞよろしくをお願いします。

まず、報告事項の1ページになります。

こちらのほうにつきましては、野洲市教育委員会事務決裁規程の一部を次のように改正するということで、別表1の表中、この裏面、2ページをご覧ください。こちらのほうにつきましては、野洲市教育委員会事務決裁規程第4条関係の別表ということで、決裁権者の欄が3、組織及び人事というところの6番目、会計年度任用職員の任免、また(7)臨時的任用職員の任免というところの決裁権者が教育長から教育部長及び政策監というところに移っております。

この理由といたしましては、市長部局の野洲市事務決裁規程の一部を改正されまして、理由といたしましては、会計年度任用職員の任用については、その前提として当該職の予算化であり、予算審議の際に既に市長の判断がされていることから、任用時の個別判断は効率的な事務手続の観点から変更という形になっております。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項②、令和2年度野洲市立中学校卒業生進路状況について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 実は冊子にとじているものと変更がありましたので、紙、一枚物でお配りをしているものでございます。令和2年度の市内の3中学校の中3の卒業生の進路状況でございます。

例年と比べて大きな傾向に変化があるというものではございません。その他のところに1とございます。これは進路が決まらずに卒業した者が1名いるということでございます。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項③、令和3年度小学校及び中学校の児童生徒数・学級数について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 冊子の4ページ、5ページをご覧ください。今年度の小・中学校の学級数、児童数の一覧でございます。

中主小学校、昨年度671名ですのでちょっと減っております。学級数も29学級から27学級になっております。

篠原小学校はほぼ変わりなく。それから、祇王小学校も昨年度は514名でしたからちょっと減っております。三上小学校もそのままほぼ変わりなくでございます。野洲小学校は昨年度809名でしたから、少し減っております。

それから、北野小学校は逆に昨年度646名でしたから20名ぐらい増えております。学級数も2学級増になっております。

市内の小学校の児童の総数が2,952名、昨年度は2,991名でしたから減っております。

次、5ページの中学校でございます。中主中学校は微増ですが増えております。昨年度は326名。野洲中学校はほぼ変わりなく。



それから、野洲北中学校が増えております。昨年度 498 名が 526 名となっており、学級数も 1 学級増加をしております。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 ちょっと教えてほしいのですが、中学校で標準学級数と、実学級数がありますね。それで野洲中と北中については、それぞれ実学級数が標準学級数を 1 つずつ上回っていますが、どういう判断でそうなっているのかを教えてくださいませんか。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 実学級数というところが今現在の学校の学級数になっております。例えば野洲中学校でいいますと、野洲中学校の 1 年生は実学級数が 5 ですから、今現在 5 学級になっているところなんです。そうすると、標準学級の 4 は何かということになりますが、これは法令上 1 学級 40 人で見ますので、40 人で学級数を見ると 4 学級なんですけど、近年、県に 35 人学級の申請を野洲市としては要望しておりまして、それが認められ、35 人学級を実学級としているので 5 学級になるということです。ですから、標準学級数は 40 人でカウントして、実学級数は 35 人でカウントしているというふうに見るわけでございます。

以上です。

【西村教育長】 小学校の 2 年まで……

【井上教育部次長】 昨年、国で 35 人学級が認められるようになりまして、小学校 1 年生と 2 年生までは 40 人ではなく、標準学級数は 35 人で計算をしています。ただし、小学校の 1・2 年だけです。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 法律で定められた学級数が 40 人だということですが、市は 35 人学級の申請をして認められたということですね。それは本市だけではなく各市町も同じように申請すれば、学級数が増え先生の増員も必要だから、当然それは予算に応じてということなんです。県の方針としてはそういう申請があれば物理的に計算上、35 人学級を増やすことで認めているという理解でよろしいですか。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 極力認めていただきたいわけではありますが、これは教員の給与とも関わっておりまして、文科省から予算をもらって県が配置をしていますので、最終的に本当にそれが可能かどうかというところは、国の予算とも関係があるので、申請したら全てもらえるとかではないということでございます。

以上です。

【西村教育長】 ちょっと補足しますと、国は小学校 1 年は 35 人学級で、全国それで教員配置をしています。2 年生から上は全て 40 人というカウントをしていたんですが、昨年中に 2 年生、3 年生は段階的に 35 人にするということが財務省と文科省の間で合意ができて、そういう法律ができましたので、今年度新たに 2 年生は全国的に 35 人学級で文科省は人の配置をするというふうに変わっています。

3 年生から上は県の独自の施策でそれぞれの県がいろいろやっています。ただ、1 年も国

の言う 35 人ではなしに、30 人が望ましいというふうに考えている県は、例えば隣の福井県なんかはほとんどが 30 人、中学校は 32 人とかでかなり規模を縮小しているというような独自施策をやっている県もあるということです。

滋賀県の場合は、幾つかは 40 人を 35 人にしてよろしいというふうな形でやっているということです。

瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 要するに予算の範囲内で、できる限り市の要望に応じて県が運用しているという理解ですね。

【西村教育長】 はい。

それでは、他にご質問等ございませんか。立入委員、どうぞ。

【立入委員】 質問ですけれども、小学校、中学校の特別支援を必要としておられるお子さんの人数が大体同じで、例えば中主小学校で特別支援を受けている子は 30 名でそのまの数の生徒さんが中学校に入ると 3 学年分になりますから約半数の生徒さんが支援教室に入ることになりますが、中学校に入ると少し知的に重度な子供さんの数が減ってきているということは、実際定型発達児のいる教室にそういう子たちが入ってくるケースが多くなってきている。強いて言えば、学校の担任の先生の負担が多くなるのではないかと感じます。そこらへんどのようなお考えか教えてください。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 特別支援学級に在籍している小学校の 6 年生の子が、そのまま中学校の特別支援学級に在籍をするというのが一般的に多いパターンなんですけど、中には中学校の進学を機に退級をして、通常の学級に戻られるケースもございますし、野洲養護学校の中学部のほうに行かれるケースもございますし、数は少ないですが、そういう形で減っていくという年もございます。

以上です。

【西村教育長】 立入委員、どうですか。

【立入委員】 特段中学校に入学してから通常学級に代わるように勧めているというようなことではないということですね。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 特に知的障害のお子さんは、そのまま中学校で知的障害の学級に在籍する方が多いんですが、自閉症を持つ情緒障害のお子さんについては、中学校への入学を機に通常の学級に行かれるケースがございます。数としては決して多くないんですが。

以上です。

【西村教育長】 立入委員、どうぞ。

【立入委員】 ありがとうございます。

【西村教育長】 他に質問等ございませんか。よろしいですか。

では、次に移ります。報告事項④、令和 3 年度野洲市小・中学校結核健康診断対策委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 小・中学校の児童生徒の中で、結核の健康診断というものについてご審議をしていただく委員の委員会でございます。黒く網掛けになっている方が今回変更になりました。定期人事異動による交代でございます。よって、交代された委員が 4 号

委員、5号委員、6号委員ということで変更になりましたので、報告をさせていただきます。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑤、令和2年度小・中学校寄付採納について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 9ページをご覧ください。市内の小・中学校にそれぞれ寄付をしていただいた方と、それから何を寄付していただいたのかということについて一覧にまとめてあります。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑥、令和2年度幼稚園・こども園寄付採納について事務局より説明をお願いします。西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村でございます。

ページは2ページでございます。1つ前と同じように、こども園、幼稚園のほうにも寄付を頂いております。ご覧の方々ということで、幼稚園とこども園の保護者会、事業所などから寄付いただきました。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑥についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

では、次に移ります。報告事項⑦、令和2年度野洲市三方よし人材バンク等の実績について、事務局より説明をお願いします。西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村です。

ページは11ページ、12ページということで、令和2年度の野洲市三方よし人材バンク等の実績について報告をさせていただきます。

野洲市三方よし人材バンクにつきましては、平成28年4月から三方よし人材バンクを開始しています。

12ページですけれども、①が相談件数、②の登録者数及び求職者数については、若干減っておりますけれども、ほぼ前年通りでございます。

それから、③の求人件数及び求人数についてでございますけれども、前年が394人で、令和2年度が202人ということで減少しております。令和3年度まで人数を再度求人数として計上していたものを、令和2年度の集計から実際に集計方法を改めたもので求人件数、求人数もほぼ例年通りでございます。

それから、④就労状況について、これにつきましても117名の臨時職員について、前年度就労される方は再度対応することとしておりますけれども、令和2年度から会計年度任用職員の制度が開始されまして、令和2年度の採用人数は29人となり、前年24人ということで、5人増となっております。

続いて、雇用形態については、フルタイム12人、パートタイム7人となっております。

次のページですが、「3情報提供等の状況」で、さまざまな事業を行いました。

野洲市保育等に係る保育料補助事業と「5 野洲市宿舍借上げ料支援事業」は、直接人材バンクの事業ではございませんが、保育士を支援する補助事業となっています。

最後、「6 令和 2 年度実績による分析」では、人材バンクの登録者数は微減となりましたが、先ほど言いましたように採用人数は 5 人増、一定の成果は考えておりますけれども、採用形態でいいますと、パートタイムの採用が多く、働きやすい時間帯に集中し、コアタイムを担う人材が不足しており、待機児童を全て解消するということには至っておりません。このことから、令和 3 年度について、待機児童の解消を目指し、人材バンク事業の積極的な周知を図るとともに、臨時就職相談会などの取組について一層の工夫を凝らすなど、事業の拡充を図っていきます。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今説明がありましたが、報告事項⑦についてご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 今説明がありましたように、待機児童が生まれる大きな要素として、保育士等の人材不足が喫緊の課題だということで、平成 28 年から三方よし人材バンクを活用して、人材の採用に力を入れてこられたのはよく分かります。

12 ページの分析にあるように、2 年度は採用人数が増えたが、その中身を見るとパートタイムの割合が多くなっていて、実際には待機児童の解消に結び付いていないという評価をされています。それで今後一層の工夫を凝らして取り組んでいきますと結論づけておられるのですが、一層工夫を凝らすとは、具体的にどんなことを考えておられるのか。いろんなことをやらないと進捗が図れないと思うのですが、その辺りを教えていただきたいと思えます。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村です。やはり新しい事業ができればいいんですけども、なかなか難しいところがありまして、先ほども言いましたように、パートタイム、フルタイムとなりますと、やはり保育士の魅力を感じていただいて、パートではなく主の職業にしてもらおうということで、これから新しく保育士になってもらうという取組が一番かなと思っていて、その中で例えば 3 番と 7 番、市内の園の見学ツアー、コロナ禍ということもあり 1 人しか来られていないんですが、各園を回っていただいて、どのような園かということを見ていただき、私も保育士をしたいと思いますというツアーをもう少し PR して参加していただけたらと考えています。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 やはり野洲市で働きたいということで来ていただくためには、何といても待遇だと思います。保育士は近隣の守山市や栗東市と取り合いになっているはずですね。例えば給料面とか、福利厚生とかの面で。1 人しか見学に来なかったという話ですが、来る以前に募集要項を見て魅力を感じていないのではないかと感じてしまうのですが。

幾らそういうイベントを増やしてみても、採用に結び付くような人材が見学に来てくれないのではと危惧します。当然、研究しておられると思いますが、魅力ある待遇条件を示せるように、部局内でも頑張っていただきたいと思えます。

【西村教育長】 西村課長。

【西村こども課長】 ありがとうございます。待遇面については、給料の面が出てくる

と思うんですけども、これにつきましても周りの給料の状況を見定めながら設定しているところではあります。

ただ、こっちを上げたらまたこっちが上がってくるみたいな、そういう競争にもなってきますので、この辺が全部上げられたらいいんですけども、それが悩ましいということと、給料面以外にもやっぱり保育士の魅力というか、保育士になぜなりたくないのか、ならないのかというようなところもありまして、やっぱり子供の命を預かる職業ですので、お金と責任の重たいところが合っていないというようなところが一番大きいかなと思いますので、そういうような責任の重さをみんな分散しながら進めていくような取り組みをもって考えております。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

他に質問等ございますか。立入委員、どうぞ。

【立入委員】 雇用形態について、やはり採用別の内訳の給料面とかいろいろな待遇の面もあろうかと思えます。果たして若い保育士さんたちが働くというのは、やはり子供を預ける場所がない。待機児童を抱えながら働くことができないわけですから、やはりそういう方たちが働くというのは、子供さんをどこかに預けてというようなことができるという担保がないと無理なので、やはりこれも1つ大きなネックになってくる。待機児童を少なくするために保育士を雇う。保育士側の子供さんも保育園を探さないといけないということであれば、当然対応がなかなか進んでいかない大きな理由ではないかなと思っております。そこら辺がネックになっていないでしょうか。先ほどおっしゃった待遇面というのは、公的機関などで変えられるわけがないので、この辺のところ大きなネックだと思っております。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村子ども課長】 そういった面も配慮は少ししてはしまして、優先順位を点数でつけるんですけども、そういったときに市内の保育園に保育士として入っていただくときは、点数を高くするというような形を取っています。

【西村教育長】 立入委員、どうですか。

【立入委員】 優先順位は分かるんですけども、確実にそれがやっていただけるかどうかというところの確約が採用時にされているかどうか。来てくれたら優先順位が早まりますではなかなか応募ができないのではないかと思います。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村子ども課長】 確かに言われるとおりなんですけれども、確約までは今のところできてなくて、待機児童が増えれば増えるほど点数が高くても入れないというような状態になっているので、保育士であっても点数が少ないから入れないとか、園によっては入れない園があるとは思っています。あとは保育士の数を増やしていくのと、人材バンクを使って保育士になっていただくことを総体的に増やしていくということしかないのかなというふうに考えております。

【西村教育長】 立入委員、よろしいですか。

【立入委員】 頑張ってくださいようお願いいたします。

【西村教育長】 他に質問等ございませんか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 私の子供も中学にあがったんですけども、息子の同級生のお子さんで

何人もの子が将来保育士になりたいと言っているんです。

大学とか短大でそういう保育士の資格を目指されている方がたくさんいらっしゃると思いますし、難しいことかもしれないですけど、その子たちが例えば大学の時点でアルバイト感覚ではないですけども、学校で実際勉強して、実習とかも行かれるようなお子さんが大学を終えた後に、先ほどの見学ツアーという形を取られているんですが、見学ではなくて実際に市内の保育園で体験をしながら給料というかアルバイト的なものを身に付けて、具体的な形にして、保育士の育成をしていく。それを続けることによって、やっぱりこの市内で保育士になりたいという子供さんたちが増えていけば、こういった解消に近づくのではないかなと思います。

ただ、そこは実際保育士の資格を取られてとか、学生さんだと難しい部分があるかと思いますが、これだけ人材が不足しているという中だと、できることをできる人で賄っていくのも必要になっていくのではないかなと感じました。難しいことかとは思いますが。

【西村教育長】 西村課長。

【西村こども課長】 ありがとうございます。大変重要なお指摘だと思っております、12 ページの⑤県立野洲高校の職業体験について、去年はコロナウイルスの関係でできなかつたんですけども、職業体験に来ていただいて、もしコロナがなくなったらまたやっていきたいなというふうに考えています。

あと大学の実習生も積極的に入れるようにしております、ここで特に地元の実習生を受け入れているような状況です。あと大学生のアルバイトも取り入れておまして、これについては受け入れさせていただいて、活躍していただいているんですけども、こういうようなものは今言っていたように、もっと広げていけたらなと考えてございます。以上です。

【西村教育長】 南出委員、どうですか。

【南出委員】 ありがとうございます。どんどんこういうふうなことをしていますということを広げてもらうというのもすごく大切じゃないかなと思っているので、私の息子の友達とかにもどんどん広めていきたいと思えます。

【西村教育長】 他にご質問等ございませんか。よろしいですか。

それでは、次に移ります。報告事項⑧、令和 2 年度幼稚園評議員会実績報告について事務局より説明をお願いします。西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村でございます。

報告事項⑧、令和 2 年度幼稚園評議員会実績報告でございます。資料としましては 13 ページから 20 ページまでです。

全体的なことで申しますと、今年度は新型コロナウイルスの影響により、普段なら県の行事等を巡っていただいていたんですけども、その機会が少なくなってしまうというような状況でございます。

そのような中、各園では評議員会を年 3 回していただきました。また市内の幼稚園の評議員連絡協議会は年 1 回開催いたしまして、2 回目は書面でというような状況です。

全体的な意見としましては、コロナ禍であっても全て中止するのではなく、感染対策を十分取る中であることを考えて、保育に取り組んでほしいというご意見が多くありまして、それぞれ工夫して園の活動を考えたという形です。

それから、13 ページは野洲幼稚園ですけれども、その中で4番、「通園路に横断歩道がない箇所があり」とあるんですけれども、何でこれを言ったかといいますと、野洲幼稚園で実施しております「てくてくの日」というのがあります、普段は保護者が自転車に乗せて通園をするということが多いですけれども、その日は保護者と歩いて通園しましょうという取り組みがございます。これによって体力増進が行えるということと、交通指導ができるというものでございます。その時には交差点で運営委員の方に立っていただいて、交通安全の見守りとか、これも地域の方ということで評議員さんの中で地域とともにという形で進めています。こういった取組も当該園だけではなくて、他の園にも広げられたらと考えているところでございます。

今後のところで、全部言っていっただいいんですが、時間の関係上ピックアップして報告します。

16 ページの一番最後4番の評議員会の提言を踏まえたということで、コロナ禍での手指消毒についてご意見をいただきまして、園生活の中でも薬品、アルコールとか手洗いの徹底のほうがよいのではという内容のもと、国の衛生管理マニュアルにも対応のことが書いてありますので、手洗いの徹底につきましてを適用し、感染を止めることと、コロナ禍での体力づくりということで、日頃の遊びの中で体力づくりや園外に出かけてというご意見をいただきました。これによりまして積極的に園外活動等の取組と出かけて自然と触れ合ったりする機会を設けたということでございます。

それから20 ページについて、中主の場合は合同学校評議員会というのがまた別があり、中主幼小中合同学校、評議員会の中で地域学校協働活動が動き始め、地域のマスコットキャラクターもできました。年3回の強化月間の取組もでき、コロナ禍ではありましたが、感染予防をしながら、中学生の幼稚園児への読み聞かせについても人数を分散して実施しました。今後も地域の応援団の協力も得ながら進めていきたいと考えています。

【西村教育長】 　ただ今事務局より説明がありました報告事項⑧について、ご質問等ございませんか。はい、どうぞ。

【山崎委員】 　質問というより意見になります。今ご説明いただいた各園の報告の中にもありましたが、コロナの関係で例年と同じような参観等が難しかったと思います。その中で園もそれぞれに工夫して、可能な範囲で参観等をされた園や、ほとんどできなかった園があったようです。私に関わらせていただいた園は、年間可能な範囲での参観等もさせていただいて、園児さんの様子も見せていただいた上で評価をさせていただき、年度末の評議会では保護者代表の方、他の評価メンバーの方たちといろいろお話をさせていただく機会を設けていただきました。そのおかげでそれぞれの意見を交わし合えたのですが、園の中には園児さんの様子を見せていただかないまま書面が送られてきて評価をし返し、そのまま終わったところもあるようです。それが評価の結果として市に提出されていくというのは、ちょっと乱暴な扱いになってしまうのかなと思います。昨年度は今までにない状況だったのですが、実態を見ないままの評価は大変難しかったと思います。今年度はどういう状況になっていくかわかりませんが、人数的な工夫をするとか、工夫の余地はいくつかあると思います。可能な範囲で園や園児さんの様子を知った上で意見等をお伝えし、評価もさせていただけるよう、今年度に生かさせていただきたいと思っております。

以上です。

【西村教育長】 西村課長。

【西村こども課長】 ありがとうございます。ご指摘いただきましたように、コロナ禍ということで、こんなことは今までなかったのが、苦労しながら評価していただくことになりました。ただ、園によっては、パワーポイントなどで園の情報を報告するなどの工夫をしていたところもありますし、出来る限り評議員さんのほうに園の事業を、参加できなかったら違う方法でやったりとか、いろんなことを考えていきたいと思っています。

【西村教育長】 山崎委員、よろしいですか。

他にご質問等ございませんか。よろしいですか。

では、次に移ります。報告事項⑨、第 2 期野洲市子ども・子育て支援事業計画の一部見直しについて、事務局より説明をお願いします。西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村でございます。

ページとしましては 21 ページ、報告事項⑨、第 2 期野洲市子ども・子育て支援事業計画の一部見直しについてでございます。

当該計画におきましては、子ども・子育て支援法の第 61 条の規定に基づき策定した第 2 期野洲市子ども・子育て支援事業計画でございますが、計画期間は令和 2 年度から 6 年度までの 5 ヶ年となっております。支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、それに応じて計画の内容を見直すことにしております。

このたび本市においては、待機児童が一定数生じている現状と今後の推計を踏まえて、当初の計画に新たな方策を盛り込むことで、その解消を図ることとしましたので報告するものです。

まず 1 番の「現状」でございますが、本市の待機児童の数は平成 31 年 4 月時点で 22 名、令和 2 年 4 月で 52 名、令和 3 年 1 月末で 62 名の待機児童が発生している状況でございます。また、就学前の子供の人口の見込みは、その下のグラフのとおり減少となっておりますが、次に 22 ページのグラフを見ていただきますと、女性の就業の高まりなどから増加すると見込んでおりますので、右肩上がりの数字になっています。そういうわけで保育の受け皿をそのままですと待機児童が増加するというところでございます。

それで、当初の計画ですが、それにつきましては令和 6 年度にゼロという計画でありました。老朽化が進んでいる公立園のこども園化を行って、併せて定員の拡充を行うことで待機児童の解消を図るという計画をしておりました。

しかし、施設の移転を行うためには、用地選定や改修に多額の費用がかかるということで、令和 6 年度までには難しくなってきました。どこに待機児童があるかといいますと、2 番の「課題」のところを見ていただくと、1・2 歳児さんが多くみられるということで、これを解消するということから、3 番の「対策」で、保育の対象年齢をゼロから 2 歳を対象とする地域型保育事業を導入するというところで、計画の見直しをしたいと考えました。

なお、地域型保育事業につきましては、小規模保育事業とか家庭的保育事業などがあるんですが、本市の待機児童の状況を鑑み、1 施設 19 人までを見ていただける小規模保育事業を導入することにいたしました。

あと、小規模保育事業は 1～2 歳が対象となっており、3 歳からは違う園に行かないといけません。3 歳児さんの受け入れ先の連携施設についても併せて検討していきたいと考えています。



4 番の「第 2 期計画の一部見直し」ということで、その見直しを行うに当たり、令和 3 年 3 月 22 日に令和 2 年度第 3 回野洲市子育て支援会議に諮り、当該の事業の方針について承認を頂きました。滋賀県のも一部見直しに関して 4 月 9 日付で承認を頂きました。

第 2 期計画の内容としましては、見直し前の計画では文言に、特に地域型保育のことは書いていなかったんですが、今回、認可施設を中心とする他、地域型保育事業による対策を図るということに変更しまして、地域型保育と小規模保育事業の導入を行っていくこととしました。

それから、小規模型保育事業の定員増に伴い、延長保育事業も併せて変更することになってございます。

今後の予定として、小規模保育事業を令和 4 年度に 2 園、5 年度に 2 園を整備するという形で計画をする考えでございます。

なお、こういった一部見直しのやり方によって、速やかな待機児童の解消につなげていく考えでございますので、よろしく願いいたします。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑨についてご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 今の説明でよく分からなかったのですが、1・2 歳に待機児童が多いので、それに対応するため小規模保育施設を整備すると。まず 1 つ分からないのが、小規模施設はとりあえず 1・2 歳児を預かる。3 歳になったときに受け入れ先となる連携施設についても検討するとなっています。連携施設とは何なのかがよく分からない。既存のこども園とか幼稚園ではないということなのかどうか、その辺りが 1 つ。

それから、小規模保育施設を整備すると、当然小規模であっても施設がいるわけだし、保育士さんも必要ですね。小規模保育でとりあえず乗り切るということだけど、それは短期間の話なのか、令和 4 年度、5 年度だけなのか、続いていく話なのか。支援会議においても、あとの人や施設の問題があり、いずれ保育園、こども園の定員を増やしていくという話ですが、どのようにソフトライティングしていくのか。その辺りのことが分からなかったもので教えていただけませんか。

【西村教育長】 西村課長、どうぞ。

【西村こども課長】 こども課の西村です。説明不足で申し訳ございません。基本的に小規模保育と考えていますのは、市が整備するのではなくて、民間の保育施設という形で現在のところ考えてございます。野洲市には今のところないんですけれども、周りの守山や栗東、草津などはたくさん小規模保育がありまして、待機児童が少なくなっている状況があります。

野洲市でもそういう取り組みをしていこうということで、ただ今まで子育て支援計画に明確に小規模保育事業を書いていなかったもので、問い合わせは一部あったんですけれども、今度は積極的に公募を行うなどにより実施していく考えです。

それと、連携施設という話ですが、基本的に実施される事業者、民間企業等が連携施設を設けてやっていくということになっているんですが、野洲市内においては民間での連携施設が難しい場合には、公立園のほうで 3・4・5 歳児はもう少し施設に空きがあるところもありますので、そういった方法も想定して進めていきたと考えています。

それと、ずっと続けるのかということになりますと、今後どれだけ右肩上がり減って

いくかということを見ながら進めていく必要がありますが、もしこれがだんだん少なくなってきたら、企業さんが撤退するか分かりませんが、ある程度続けておられるということであれば、公立園での調整ということもありますので、そういったことでソフトライティングできたらなと考えています。

【西村教育長】 田中政策監、お願いします。

【田中教育部政策監】 すみません、少し補足させていただきます。小規模保育事業というのは、例えばあやめ保育所のこしのはら分園のように、分園ですので定員20名ですが、マンションの1室や守山市でコンビニ跡を改修して運営されているところのように、マンションの1室や店舗跡を利用することも可能で、また、その整備には国の補助金があり事業者の負担も少なく済むということで、比較的事業者さんも参入しやすい。守山市の例ですと、7月に公募を行い9月に事業者の決定を行うと、翌年の4月から開園できるということで、スピーディーに対応できるということです。また、小規模保育事業は2歳児さんまでですので、3歳でまた保育園を探さなければならないのかという保護者の不安を解消するために、開園される事業者さんが3歳以降の受け入れ策を確保することになっています。基本的に事業者が確保することになっていますが、それが難しい場合には、西村課長が申したように、市内の保育園、こども園、あるいは民間保育所と連携することで、保護者の不安を解消しようとするものです。連携施設のもう一つの役割として、小規模保育事業で保育にの急な病気などにより職員が不足するような事態が発生した場合には、連携施設から保育士を派遣する役割もあります。

あと、事業のスパンですが、基本的に長く続けていただくことを想定していて、守山市の事例を参考に事業者さんに最低10年は継続して運営を行っていただくことを要項に明記する予定です。今後の待機児童によっては、小規模保育事業で一定充足が図られましたら、今、公立園では面積基準いっぱいにお預かりしている状況ですので、その辺りを調整しながら、小規模保育事業と認可保育所との連携を図りながらこうと考えています。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 いずれにしてもこの制度で1・2歳児の受け入れ枠を広げても3歳児のところでも再びボトルネックになって待機児童が増えては保護者の負担がまたそこで生じるので。そのところは今おっしゃったように連携施設、あるいは公立の保育園やこども園等と連携して、待機が生じないようにお願いします。

それから、起業してもほったらかしということでは、リスクが大きいビジネスになると思うので、行政と十分連携していく制度にしていきたいと思います。

【西村教育長】 それでは、他にご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、次に移ります。報告事項⑩、野洲市青少年育成アドバイザーの委嘱について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。

報告事項⑩、ページでいいますと24、25でございます。

野洲市青少年育成アドバイザーにつきまして、令和2年3月31日をもちまして2年の任期が満了しますことから、次期委員を24ページの名簿の方に令和3年4月1日から令和5年3月31日の2年間委嘱をいたしましたので、報告をさせていただくものでございます。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑩についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

では、次に移ります。報告事項⑩、令和 2 年度第 2 回野洲市社会教育委員会議の概要報告について、事務局よりお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課の井狩です。

報告事項⑩、26 ページから 28 ページでございます。

令和 2 年度第 2 回野洲市社会教育委員会議の結果について、概要について報告をさせていただきます。

開催日時は令和 3 年 3 月 25 日午後 2 時から、シライシアター野洲（野洲文化ホール）小ホールにおきまして開催をいたしました。出席者は記載のとおりでございます。

まず、報告事項といたしまして、令和 2 年度から実施しております生涯学習カレッジ事業の結果についてと、野洲市教育振興基本計画策定委員の任期の延期に伴いまして、社会教育委員長の高木委員を教育振興基本計画策定委員として推薦したことにつきまして報告をいたしました。

議事につきましては、野洲市生涯学習振興計画第 2 期の進行管理につきまして、各所属から説明を行いました。委員からの意見としまして、特に子供を支えるために地域の活力を生かした取り組みを実施していくように求められております。

次に、第 3 次野洲市子どもの読書活動推進計画の取り組みにつきまして、この計画を推進する図書館、学校教育課、こども課の進捗につきまして説明を行いました。委員の意見といたしましては、図書ボランティアが学校や園で活動いただくことについて、子供の読書習慣につながっていくことへの評価、それから図書館が実施している図書館ボックスの取り組みへの評価を頂いております。

次に、社会教育関係団体補助金についての予算についてはご承認を頂いております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑩についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

では、次に移ります。報告事項⑫、東京 2020 オリンピック聖火リレーの実施について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。

報告事項⑫、ページ 29、30 でございます。東京 2020 オリンピック聖火リレーの実施について報告をさせていただきます。

1 年延期となっておりました聖火リレーは、5 月 27 日木曜日に実施をいたします。時間は午前 11 時 23 分から 11 時 51 分の間にコミセンきたの前の道路をスタートいたしまして、総合体育館前のゴールまで、1,600 メートルを 8 人のランナーが走行いたします。聖火リレーのコースの脇の歩道からご覧いただくこともできます。

なお、30 ページの図面のとおり、赤丸に斜線を引いたところにつきましては、午前 10 時から午後 1 時までの間、車両通行止めをさせていただきます。雨天決行でございます。当日はインターネットでのライブ配信を予定させていただいております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 　ただ今事務局より説明がありました報告事項⑫についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

それでは、次に移ります。報告事項⑬、野洲市発達支援センター等新築工事基本設計の完了報告について、事務局より説明をお願いします。橋本所長、お願いします。

【橋本ふれあい教育相談センター所長】 　ふれあい教育相談センターの橋本です。野洲市発達支援センター等基本設計の完了についてご報告させていただきます。

令和 5 年度開所を目指している新野洲市発達支援センター等整備事業について、今年度は新築工事の基本設計業務を進め、今般、業務が完了した、昨年度進めておりましたセンター新築工事の基本設計業務が完了したので報告いたします。

まず、新しい施設の整備予定地については、現在の建物敷地と裏の駐車場を合わせた約 2,700 平方メートルで、現在の駐車場部分を造成して新しい施設を建設した後に、現行建物を取り壊して駐車場にする予定でございます。

新しい施設の規模は、鉄骨 2 階建ての勾配屋根で、延べ床面積は 1,480 平方メートルを予定しています。エアコン室外機の設置場所の設定によっては、屋根を一部陸屋根とすることも考えております。

設計概要ですけれども、敷地内で建物配置に関しては、建物の周りに砂場や手洗い、足洗い場などの設置スペースを確保できるような配置としていきます。また、正面玄関前には駐車場整備地に独立した軒を設けて、雨の日の乗用車による送迎にも対応できるようにしていきます。

建物内部 1 階には主に発達支援センターが使用する遊戯室や指導訓練室、検査室、相談室などの他、ふれあい教育相談センターと共有の事務所を配置しています。特に遊戯室は 2 部屋に分けてその間に子供用トイレを配置し、双方から利用できるようにするとともに、1 室は指導訓練室と一体的に融合できるようにし、使い勝手をよく考えております。

2 階には主にふれあい教育相談センターが使用することばの教室や教育相談室、適応指導教室をそれぞれ 2 部屋ずつ配置し、さまざまな利用形態に対応できるようにするとともに、来所相談用の相談室や多目的室、調理室等を配置しました。

建物の外回りには外遊びに裸足でも出られるように一部にゴム系のマットを敷き、砂場やプールなどの設備を配置できるように考えております。外遊びから屋内に戻る際に、手洗い等ができるよう手洗い場を配置しています。

また、駐車場ですが、今建物があるところが駐車場になりまして、45 台分置けるようになっております。また、駐輪場としては 10 台予定しています。

今後の予定としましては、令和 3 年度に建物実施設計と建設予定地の埋蔵文化財の発掘調査を行い、敷地の造成工事を予定しています。

来年、令和 4 年度の建物建設工事と駐車場の造成工事並びに現行建物の解体工事に係る設計業務を予定しています。

令和 5 年度は支援センター開所の後、現行センターの解体工事と駐車場の造成工事を実施する予定となっております。

令和 5 年度のセンター開所に向けて、引き続き事業を推進していく予定です。どうぞよろしく願いいたします。

参考資料は、新しいセンターの完成イメージ図となっております。

以上です。

【西村教育長】 　ただ今事務局より説明がありました報告事項⑬についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑭、令和 2 年度スポーツ施設管理室事業報告について、事務局より説明をお願いします。小山室長、お願いします。

【小山スポーツ施設管理室長】 　スポーツ施設管理室、小山です。

報告事項⑭、令和 2 年度スポーツ施設管理室事業報告です。資料の 35 ページ、36 ページをお願いいたします。

スポーツ施設管理室では、コロナ禍の中、感染防止ガイドラインに対応し、施設の管理運営を行ってまいりました。緊急事態宣言の関係もございまして、スポーツ振興事業は 7 月より開始をいたしました。

令和 2 年度の新規事業としまして、7 月よりオープンしました余熱利用施設の野洲市健康スポーツセンターの指定管理業務と、9 月に総合体育館トレーニング室を中高年層をターゲットにしたトレーニング機器の更新リニューアルを行いました。

コロナ禍ということもあり、各施設とも大会等中止が多々ございまして、利用者数は減少しているような状況になっております。それぞれの参加者、利用者数につきましては記載のとおりでございます。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 　ただ今事務局より説明がありました報告事項⑭についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑮、令和 2 年度野洲市文化ホール事業報告について、事務局より説明をお願いします。山本副館長、お願いします。

【山本野洲市文化ホール副館長】 　文化ホール、山本と申します。よろしく願いいたします。

報告事項⑮、37 ページをご覧ください。

主催事業といたしましては、野洲文化ホール小劇場を利用しまして教室を開校いたしました。教室のスタートに当たります 4 月につきましては、緊急事態宣言下にありましたが、施設整備のほうを早急に行いまして、通気性の良い場所に教室を移し、教室事業としましては 6 月から開校いたしました。実績等につきましては、この表をご覧くださいようをお願いいたします。

続きまして、2 番目に共催事業ということで、鑑賞型事業でこちらは年間 11 公演実施させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症によりまして 20 の事業が中止、6 事業が延期という形になっております。コロナ禍ということもあり、ユーチューブの配信による無観客の有料、無料の配信事業というのを実施いたしました。

続きまして、38 ページをご覧くださいと思います。共催事業で鑑賞事業の他に教室事業も行っておりまして、フラダンスやエクササイズなど教室事業の共催というのも進めておりました。

施設の利用実績につきましては、令和元年度と令和 2 年度、比較対象の表を作成させていただいております。こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響が非常に甚大で、文化ホールの大ホールを中心にいたしまして、ホールの利用については激減いたしております。

ご利用になられたお客様につきましても、政府のガイドラインにより入場制限、もしくは座席制限を行いまして、一番多い時期でしたら 50%削減の入場率でホール的一般貸し館を行っております。

なお、さざなみホールにつきましては、少人数で会議等を行われる利用が多かったため、影響のほうは最小限で済んだかなというような印象を持っております。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑮についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑯、令和 2 年度歴史民俗博物館事業報告について、事務局より説明をお願いします。進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 博物館長の進藤です。

令和 2 年度の野洲市歴史民俗博物館の事業につきまして報告をさせていただきます。報告事項、資料の 39 ページをご覧ください。

博物館は昭和 63 年 11 月の開館当初から地域の歴史民俗博物館として、また日本一の銅鐸に代表される銅鐸の専門博物館という 2 つの柱で運営をしております。博物館業務はそれぞれ資料の収集、整理、収蔵、調査研究、展示公開を行っております。

令和 2 年度の資料調査、収集整理業務としましては、市内で 12 件の資料調査を行い、86 件の資料を収集、寄贈いただきました。また、収集した資料につきまして整理を行い、展示活用を図るとともに、資料の貸出し等を行っております。

展示公開につきましては、昨年度予定していた秋期企画展が新型コロナウイルス感染症予防のために延期となりました。これに代わりまして「地中からのメッセージ」と題するテーマ展に振り替え開催いたしました。この他テーマ展としては資料にございますように 3 回のテーマ展を開催しております。

会期及び入館者数につきましては、資料に記載のとおりでございます。

また、博物館に隣接して弥生の森歴史公園がございます。ここで、まが玉づくりや土器づくり等の体験教室をしており、昨年度は 712 人の参加がございました。

博物館は、昨年度新型コロナウイルス感染症のために 4 月 21 日から 5 月 17 日までの間臨時休館しております。それに伴いまして団体の利用者などの大幅な減少となりました。

簡単ですが、説明は以上になります。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項⑯についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑰、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 北脇です。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項⑰、職員の任命等についてご説明をさせていただきます。

報告事項⑰、40 ページをご覧くださいと思います。

まず、会計年度任用職員の 4 月 1 日付の新規採用者としまして、パートタイム職員 3 名とフルタイム職員 5 名の採用を報告するものです。また、3 月 31 日付の退職者につきまして、フルタイム職員 2 名の退職を報告するものでございます。新規採用者及び退職者の所属、氏名等、詳細は記載のとおりでございます。

次に、職員の許可承認等についてでございます。正規職員の分限休職承認 1 名、分限休職延長承認 1 名、会計年度任用職員の兼業請求による営利企業等従事許可承認を 8 名、総計で 10 名の承認を報告するものでございます。許可の期間等詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、ご確認いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局から説明がありました報告事項⑩についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。日程第 7、その他事項に移ります。何かございますか。よろしいですか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 本日の議題になかったので 1 つお尋ねしたいと思います。コロナウイルスについてです。このところイギリス型の変異株による感染が大阪を中心に急速に拡大しており、昨日は大阪府から政府に緊急事態宣言の要請があったところです。

イギリス型の変異株は非常に感染力が強く、10 代や 20 代の若い子供たちも含む世代でも感染割合が非常に高くなっており、学校におけるクラスターも以前に増して発生している状況です。

本市における学校クラスターの発生も危惧される場所ですが、もし本県においても今後非常事態宣言がされるようなことがあれば、再び小・中学校の休業措置が実施されるということも予測されます。

そういった中でお聞きしたいのですが、1 つは感染力の強い変異型ウイルスに対応するために、今までに行ってきた感染対策、これの一層の強化が必要になると思うのですが、どういった対応が考えられるのか。どのように身構えるかということですが、それについてのお考えをお聞きしたいのが 1 点目です。

2 点目は、もし休業措置が実施され、リモート授業が行われることになった場合、今年度から G I G A スクールということで、タブレットが各児童・生徒に既に配布されていると思うのですが、これを活用してリモート授業ができる体制、あるいは準備ができていますかどうかです。

特に新 1 年生にもタブレットがもし配布されているのであれば、これの状況ですね。単にタブレットの配布といっても、運用するノウハウがなければ単なる箱にすぎないわけです。全国の小・中学校と競う形になると思うのですが、その時に出遅れないように、その点はしっかりと準備を進める必要があると思うのです。現在の状況を教えていただきたいと思います。この 2 点についてお願いします。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 まず 1 点目の学校における感染症対策であります。変異株だから新たなことをとということではありませんが、現在でも朝、登校前に家庭で検温をしてくる、御家族の方も含めて体調の悪い方がおられたら学校を休む、あるいはもし学校の中で体調が悪いという場合は、速やかに早退して、家庭でゆっくり休むというようなこと、あるいは授業中の換気、それから手洗いをきちっとするというようなことは今後も続けていきたいなというふうに考えております。

2 点目の G I G A スクール構想に伴う 1 人 1 台端末の配布についてですが、現在学校内のコーチについては、昨年度末で全て終了して、学校の中では使える状況にあつて、現在

どのように学校の中で1人1台端末を授業の中で使っていくのかということについては、教員の研修を進めているところでございます。

ただ、委員おっしゃるように持って帰らせて、それをどういうふうにするのかということについては、Wi-Fi環境の整っていない家庭にWi-Fiルーターを貸し出す準備までは既にできております。もう一度新1年生の家庭を中心に、Wi-Fi環境、ネット環境が整っているかどうかの調査はこれからするところでございます。

ただ、おっしゃるように我々使う側のほうがきちっとそれを習熟し、それを保護者あるいは子供たちに使い方をきちっと提示して、持って帰らせても使えるような環境にしなければならぬので、そのことについては今現在、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 今朝の情報番組を見ていますと、大阪豊中市の小学校でクラスターが発生し、それに対応するために全児童800人程度のPCR検査を実施したところ、1.5%にあたる12人が陽性だったということです。

野洲市でもPCRをしていなくても陽性になっている、あるいは症状が出ていない児童・生徒も多分いるのだらうと思うのです。ですから、今から危機管理的に厳しい状況を想定して、感染対策やリモート授業、在宅授業についてもしっかりと検討を進めて、対応できるようにしておく必要があるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

【西村教育長】 こども課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村です。幼稚園、こども園、保育園の関係でございますけれども、感染対策は具体的な健康観察等はしているんですけれども、保育の内容については、できるだけ密にならないような形で当初から進めているんですけれども、ただ小さな子供ということもあってなかなか難しいんですけれども、そんな中でやっぱり1年間ずっと続けることは難しいんですけれども、感染の状況に応じて保育の内容を少し変えていけないのかなということで、園長会のほうで提案をさせていただいて、今は上向きになってきているので、できるだけ抑えた保育の活動をやってもらうように指示した状況でございます。

タブレットとかについては、今のところ考えてございません。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。よろしいですか。

他その他で何かありますか。立入委員、どうぞ。

【立入委員】 私どもの医院では、ある保育園で子供の濃厚接触者が出たということで、親御さんが慌てて自分の子供が同じクラスにいるということで来院される方が多くなってきています。原則的に県の指定を受けて発熱者外来をしておりますが、全て熱がある子供さんをPCRに回すということはしておりません。まず、家庭の主たる保護者、お父さんやお母さん、あるいはおじいちゃんやおばあちゃんが発熱しておられるか、またその方々が職場の中で濃厚接触者になったかどうかをきちんと聞いて問診をした上で、まずご家族が発熱しておられたら、その方に対しては近隣の両院、いわゆる発熱者外来を受診していただいて、抗原検査で陽性であればPCR検査を受けるよう勧めしております。

すぐさま小児に対してPCRをするということは、その子が濃厚接触者に該当しない限りはまずやらない。コロナに感染しても症状の出ない子供さんが結構多いので、多分PCRを



全例にやったら何%か出てくる。ですから、症状はないけれどもウイルスは持っているという子供さんが結構おられるのではないかなと思います。もし無作為に子供さんに PCR 検査をすれば高頻度に陽性者が出てくると思います。

それで騒いでしまって、何も動けなくなれば本末転倒ですので、まず学校、園の中で子供のたちの保護者が発熱しているということであれば、その方に外来を受診していただいて、問題がないかどうかを見て、子供さんを受診させていただく方法が妥当だと思います。もし保護者さんが熱を出されて子供さんが元気だった場合、通園させるか欠席させるか、なおかつこれは強制できないんですが、まず保護者さんに積極的に発熱外来に行っていたら検査を受けていただくところまでいかないといけないかなと思っております。

僕は子供さんにの健康を考えるなら、まず保護者の方が発熱外来を受診して、抗原検査を受けていただくように指導しております。

【西村教育長】 今の件に関してよろしいですか。

では、その他で他に何かありますか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 最近、ここ 1 年でマスクをずっと着けていることによる不調を訴える方が多いというようにテレビでも言っていて、私も 1 人のタイミングで外したり、もしくは配達とかをしているので、1 人になるときはマスクを外すんですけども、幼稚園のお子さんも小学校、中学校のお子さんもマスクをされていることが多いと思うので、不調になるのは分かるんですが、やはりいろいろな症状が出てくることも少なからずあると思います。

そういったお子さんのケアというか、そういうのを伝えられる環境というか、我慢しなければいけないというお子さんも多いのではないかなと思うので、頭痛とかも出てくる子もいるみたいなので、そういうのを伝えられる環境づくりが必要ではないかなと最近感じております。

もう一点が先ほどからおっしゃっておられる端末の問題なんですけれども、私が保護者であって、実際まだ目にしたことがないので、どんなタブレットなのかというのは分かりかるとは思いますが、1 年生とか中学生のお子さんは特になんですが、いざ子供が持って帰ってきて使えるかといったら、使えないお子さんがたくさんいらっしゃると思います。保護者の方が、分からないと言われても、こちらも分からないことが多くなると思います。

なので、コロナ禍で難しいとは思いますが、例えば懇談会じゃないですけども、そういう説明会をやらせてもらって、不安な方はお越しく下さいみたいな感じで、各学校でそういう指導をしてくださるとか、そこで一回立ち上げて、使える環境、こういうふうにするんだというのが分かると、やっぱりその後持って帰ってきても子供にも伝えられますし、それこそ困っている近所のお子さんにも伝えることができるかと思っておりますので、そういう場を一時でもつくっていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

【西村教育長】 井上次長、よろしいですか。

【井上教育部次長】 ICT に関しては、保護者向けの説明会であるとか、マニュアルの整備についても今現在検討を進めております。次にマスクをしていることで体調不良になるということについては、第 1 波、第 2 波のときに学校に対して指導したことの 1 つとして、ちょっと体調が悪くても、周りの子がコロナじゃないかと言うので、子供たちはだんだんそういう声を上げれなくなる、そういうお子さんもいるということを前提に、学級で

指導してくださいと教育委員会として指導しています。今後またその時々で起こってきた問題について対処していきたいと思っております。

以上です。

【西村教育長】 西村課長。

【西村こども課長】 保育園、幼稚園でも同じなんですけれども、お子さんのほうがなかなか小さいので言えないということがあるので、様子を見ていただくということを言っておりますので、また続けていきたいと思っております。

【西村教育長】 他にその他で何かありますか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程協議に移ります。まず、5月教育委員会定例会は5月26日水曜日午後1時30分より中主防災コミセン研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

次に、6月教育委員会定例会についてお伺ひします。6月教育委員会定例会は6月16日水曜日午後1時30分より総合防災センター研修室で開催したいと思ひますが、ご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。よって、6月教育委員会定例会は6月16日水曜日午後1時30分より総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

以上で本日の日程は全て終了しました。これをもちまして本日の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

— 了 —